

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 30 年 12 月

山 口 県

目 次

はじめに	1
第 1 普及指導活動の課題	1
1 未来を担う人材や中核経営体の確保・育成	
2 需要に的確に応える生産力の増強	
3 県産農産物の需要拡大	
4 生産や地域を支える基盤整備に対する支援	
第 2 普及指導員の配置に関する事項	4
1 農林(水産)事務所農業部(普及指導センター)	
2 農林総合技術センター農業担い手支援部(農業大学校)	
3 農業担い手支援部就農・技術支援室(農業革新支援センター)	
第 3 普及指導員の資質の向上に関する事項	5
1 人材育成計画と資質向上の方法	
2 計画的な普及指導員研修の実施	
第 4 普及指導活動の方法に関する事項	6
1 農業者支援の充実・強化	
2 普及指導活動の効果的・効率的な運営	
第 5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	10
1 他産業に関する指導機関等との連携	
2 農業に関する教育への協力	
3 海外技術協力への対応	

協同農業普及事業の実施に関する方針

はじめに

農業・農村は、食料の安定供給、県土・自然環境の保全など県民経済や生活の安定に貢献する等重要な役割を果たしており、本県の協同農業普及事業はその発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、本県の農業・農村は、担い手の大幅な減少や高齢化、農産物価格の低迷による所得の減少や生産意欲の低下、耕作放棄地の拡大など、多くの課題を抱えており、これまで農業・農村が果たしてきた役割・機能の消失が危惧されている。

このような中、協同農業普及事業は、本県農林水産行政の計画「やまぐち農林水産成長産業化行動計画」に基づき、本県農業の持続的な発展及び農村の振興を図り、需要の拡大に対応できるよう生産力を増強するため、生産の大宗を担い、地域を牽引する農業中核経営体を育成し、これらが核となった生産構造への改革に取り組む。

こうした課題に的確に対応していくため、今後の協同農業普及事業の運営に当たっては、直接農業者に接して支援を行う普及指導員は、コーディネート機能とスペシャリスト機能を併せて発揮し、技術を核として、情報力、戦略立案力、指導力をもって農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する普及指導活動を展開する。

このため、本県における協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方を示すものとして、「山口県協同農業普及事業の実施に関する方針」を定める。

第1 普及指導活動の課題

本県の農業・農村の持つ役割や機能が十分発揮されるよう、地域農業における人・農地・生産の状況等を踏まえ、次に掲げる事項を基本的な課題とし、国が定める「食料・農業・農村基本計画」に基づく諸施策や県施策を積極的に活用し、重点化した普及指導活動を展開する。

普及指導の重点対象は、農業中核経営体、新規就業者、経営参画に意欲的な女性農業者のほか、人・農地プランに位置づけられる認定農業者や青年農業者等の経営改善に意欲的な農業経営者、異業種からの参入企業等とする。

また、関係機関団体との連携により、農業協同組合の営農指導活動をはじめ、各機関が担うべき分野との役割を明確にして活動する。

1 未来を担う人材や農業中核経営体の確保・育成

農業の担い手の高齢化と減少に対応するため、募集から研修を経て就業、定着までの一貫した「日本一の担い手支援策」を強化するとともに、経営発展を目指す担い手が生産の大宗を担い、新規就業者の受け皿となって、地域を牽引する農業中核経営体へと成長・発展する取組を推進する。

また、多様な担い手の確保に向け、異業種からの農業参入企業にも対応していくとともに、女性の能力活用及び経営参画促進などの取組を推進する。

(1) 新規就業者の確保・定着

新規就業者を確保するため、国及び県の新規就業支援対策・制度を活用し、受け皿となる法人や地域の体制づくり、募集活動、研修調整、受入法人や地域との調整、就農準備や円滑な経営開始、就農後の早期の経営安定化等定着に向けた支援を行う。

(2) 集落営農法人や認定農業者の確保

地域の農地を守り、効率的な営農を維持していくため、従前から取り組んでいる集落営農法人の確保・育成を引き続き推進していくとともに、個別経営体の法人化や認定農業者の確保育成を推進する。

(3) 農業中核経営体の育成と経営基盤の強化

地域農業の中核となる集落営農法人をはじめとする法人経営体等の多くは、厳しい経営環境や高齢化の問題に直面していることから、新規就業者等の受け入れによる世代の若返りや農地中間管理機構を活用した農地集積、経営の複合化・多角化、法人間の連携等による経営基盤の強化を図る。

(4) 地域の調整機能を活かした営農支援体制づくり

地域が作成する人・農地プランの推進について、各関係者との役割分担の下、農業中核経営体や認定農業者などへの農地集積の促進、効率的な営農に向けた支援、法人間連携や複数集落が一体となった生産体制の構築、日本型直接支払制度等の関連施策との調整等を支援する。

(5) 異業種からの農業参入企業等への対応

農外からの農業参入を目指す企業については、農地集積や雇用先として期待できることから、地域と協働して活性化につながる取組について推進する。

また、地域農業の維持・発展、農地保全等を目指すJA出資型法人の育成についても支援する。

(6) 農村女性リーダー・女性経営参画者の育成

農業経営や地域活動等における女性活躍を促進するため、各種方針決定の場へ積極的に参画する女性リーダーの育成を図るとともに、地域農業をリードする経営体において多様に活躍できる女性経営者・経営参画者の育成やネットワーク活動を支援する。

2 需要に的確に応える生産力の増強

水稻に特化し生産基盤が脆弱な本県農業の現状を踏まえ、農業生産を維持・強化するため、新技術の開発、普及定着や、消費者ニーズに応える新鮮、安心・安全な農産物の生産と供給を支えるしくみづくりを推進する。

また、需要と結びつく米・麦・大豆の産地育成やそのための種子生産、地域特性を活かした園芸産地の育成等、効率的で持続的な経営が可能な法人等の農業中核経営体を核とした生産体制の強化と需要拡大に対応した産地の育成を図る。

(1) 需要のある農産物の結びつき強化・生産拡大

主食用米や酒米の事前契約の拡大など、農業中核経営体を核とした生産者と需要者の連携強化により、拡大する需要に応える生産強化に向けた取組を促進する。

また、麦、大豆及び園芸品目等の導入による農業中核経営体の経営複合化や技術支援、県域での適地適作の誘導、地域間連携の強化を図る。

さらに、市町が作成する「産地パッケージ計画」に基づき、新規就農者の受入支援及び生産力の強化をハード・ソフト両面から総合的に支援することにより、園芸産地等における生産規模拡大を推進する。

(2) 安心・安全な農産物の供給

安心・安全な農産物の生産、供給を拡大するため、農業生産工程管理手法（GAP）の実践やエコやまぐち農産物の生産拡大を促進し、循環型農業を推進する。

また、環境問題や安心・安全に対するニーズに対応するため、環境保全型農業直接支払制度を活用した取組を支援する。

(3) 生産を支える先端・先進技術の活用

本県農産物の産地競争力の強化やオリジナル性を発揮するため、試験研究で開発された新品種やスマート農業などの先端・先進技術について、地域の特性、適地性などを踏まえた技術実証・組立等を行い、その普及定着を図る。

3 県産農産物の需要拡大

県産農産物等の需要拡大を図るため、生産、流通・加工、消費関係者と協働した地産・地消の取組をさらに強化するとともに、需給連携による県産農産物のブランド強化や、農業者が行う6次産業化・農商工連携による農産物等の高付加価値化と収益力向上を支援する。

また、国内外における販路開拓・拡大に向け、産地の戦略的な取組に対する支援を行う。

4 生産や地域を支える基盤整備に対する支援

本県の農村は、生産と生活の場が一体であり、人口の減少は、農業生産力の低下のみならず、集落機能の著しい低下にもつながる。

このため、集落の自治機能に配慮しながら、集落営農法人等を中心とした営農の支援体制づくり、生産基盤整備及び鳥獣被害防止対策の推進を支援する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 農林(水産)事務所農業部(普及指導センター)

農業改良助長法第12条第2項各号の事務を行う組織として、農林(水産)事務所農業部を設置する。

農林(水産)事務所農業部は、管内の農業経営・農村生活に係る技術・情報等を集約し、担い手や地域が抱える緊急かつ重要な課題を解決するため、専門分野等を考慮し普及指導員を配置する。

(1) 組織の体制

普及指導活動の企画・調整・推進を行う企画普及担当、法人経営体の確保・育成や経営体への農地集積を推進する経営体育成担当、高度で革新的な技術普及等により産地育成に向けた普及指導活動を重点的に推進する産地振興課、担い手育成に向けた普及指導活動を総合的に推進する担い手支援課を設置し、農業者の多様なニーズや地域農業の抱える農業課題等に対して的確な対応が図られるよう、相互連携により総合力の発揮に努める。

(2) 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

普及指導員の任用資格の取得を目指す者は、農林(水産)事務所農業部に配置し、普及指導員の監督の下に普及指導に従事させるなど、計画的に養成・確保する。

2 農林総合技術センター農業担い手支援部(農業大学校)

農業後継者等に対し研修・教育を行うため、農業改良助長法第7条第1項第5号に掲げる農業者研修教育施設として農林総合技術センター農業担い手支援部(以下「農業担い手支援部」という。)を設置し、普及指導員を配置する。

3 農業担い手支援部就農・技術支援室(農業革新支援センター)

農業担い手支援部に就農・技術支援室(以下「就農・技術支援室」という。)を設置し、農業技術分野ごとに農業革新支援専門員を配置する。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画と資質向上の方法

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題への確に対応するため、必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員に対する研修の充実に努める。

(1) 人材育成計画

研修の計画策定及び実施に先立ち、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を別に定める。

(2) 資質向上の内容

農業及びその経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就業者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接し普及指導ができる手法、地域内外の幅広い関係者との連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的に習得させる。

(3) 資質向上の方法

普及指導員の研修は、国が実施する研修への参画と、県が行う現場と密着した実践指導能力や課題解決能力向上のための集合研修及び派遣研修などとする。

さらに、研修の成果を現場活動や職場内へ波及が図られるよう配慮するとともに、実践力を強化するためにOJTの体制を整備し積極的に実施するなど、組織的なフォローアップに努める。

(4) 普及指導手当の運用

普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努める。

2 計画的な普及指導員研修の実施

普及指導員は、基礎的職務遂行能力に加え、革新的で高度な生産・経営技術に関する能力、流通販売戦略や地域農業マネジメントに関する企画提案・実践能力など総合的に地域の課題を解決できる資質が求められることから、就農・技術支援室は、年度毎の研修実施計画を作成し、計画的・段階的に普及指導員の研修を実施する。

なお、研修の実施に当たっては、普及指導員自らが問題意識を持ち主体的

に国や県の研修、また、派遣研修等に参画するとともに、OJT等職場研修や自主的な調査研究会活動へ積極的に参画する。

(1) 新任期の指導力の養成

新任期においては、専門項目の基礎及び専門的技術、法人や新規就業者等の経営体育成の知識及び普及方法について、普及指導活動に必要な実践指導力の養成に関する研修を実施する。

なお、作目及び環境の2部門の専門項目に加え、共通項目として農業経営部門と普及指導方法が習得されるように配慮する。

(2) 高度指導力の養成

革新的な高度技術の習得等による高い専門性とそのための情報収集・調整・分析力の養成並びに法人や新規就業者等の経営体育成やその経営指導、流通販売戦略の改善、高度な普及方法等指導力の養成に関する研修を実施する。

(3) 総合指導力の養成

政策動向や本県農業の動態を踏まえた企画・提案力や地域農業マネジメントにおける調整力等の総合的な指導力を養成する。

また、普及指導員の総合力を発揮し、課題解決を行うための普及指導活動の企画・運営能力の養成に関する研修を実施する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者支援の充実・強化

(1) 新規就業者等の育成強化

農業就業構造の若返りに向けて、地域内外からの青年層の確保・定着を促進するとともに、次世代に農地等の資源を着実に継承することが重要であることから、新規就業者の育成、円滑な経営継承、企業の農業参入及び新規就業の受け皿となる農業経営の法人化の推進に向けた活動を強化する。

このため、「日本一の担い手支援策」を推進する技術指導の拠点として、農業担い手支援部（農業大学校）での研修、就農・就業支援機能を拡充・強化し、新規就業希望者や農業へ関心のある者を対象に、高度かつきめ細かい技術研修を実施し、県域・地域の関係機関が連携して就業希望地域や受入法人との調整等を行い、新規就業者の確保・定着を支援する。農林(水産)事務所農業部と農業担い手支援部が県域・地域の関係機関と連携し、受入法人や地域農業者との調整を進め、募集から研修、就業、定着までの一貫した支援を実施する。

(2) 公的機関が担うべき分野の取組強化

ア 本県農業・農村の持続的な発展に必要となる支援活動のうち、公的機関として行うべき活動を充実強化する。このため、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動推進、地域の合意形成、女性農業者の活躍推進、鳥獣害対策、地球温暖化対策、災害への対応、循環型農業の推進、農産物の安全性の確保等についての取組を一層強化する。

イ さらに、地域農業の発展に向けて、農業者、民間等の多様な関係者をコーディネートする役割を果たすとともに、地域農業の発展に資する情報を収集し、公的情報については、民間等に積極的に提供するよう努める。

(3) 地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進

ア 新技術の実践や経営体の育成、加工・販売事業など地域リーダーとして先導的な役割を担う農業者、その他農業に関連する事業について高い見識を有する者を普及指導協力委員に委嘱し、積極的に協力を得る。

イ 普及指導協力委員にふさわしい者の掘り起こしと普及指導協力委員制度の一層の活用等に努める。

ウ 栽培に関する技術、流通販売、経営管理（税務、会計、労務管理）、農産加工等民間の各種専門家の協力により、適切な普及指導活動が実現できる場合には、それらとの連携を進め、必要に応じて活動環境を整備した上で専門家に支援活動を委ねる。

なお、その際には、適宜活動の評価を行いながら、進め方を総括・点検する。

(4) 先進的な農業者とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験等に学び、共に地域農業・農村を振興する意識付けが重要である。

このため、先進的な農業者等に対しては、普及指導計画の策定と評価に際して意見を求める他、地域農業・農村の振興や新規就業者の育成を協働で行う。

また、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、その役割を適切に果たすため、県内の先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築する。

(5) 研究開発への普及指導員の積極的な参画

ア 試験研究と普及指導活動の連携・調整は、就農・技術支援室が中心に行うことにより研究成果の迅速な普及や課題の解決に努める。

イ 地域の課題に即した研究開発や、迅速な研究成果の普及に向け、研究

機関に対して現場の課題や技術の改善点を積極的に伝えるとともに、現地実証や生産現場に即した実用性の高い技術組立を行うなど、経営体育成に連動して研究開発を支援する。

ウ 緊急に解決すべき高度な技術課題に対しては、研究・普及が連携し課題の共有化を図るとともに、研究員と農業革新支援専門員、普及指導員がプロジェクトチームを編成するなど、研究開発とその技術の組立実証・普及を加速化し、現場課題の迅速な解決に努める。

エ 課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等の技術シーズを有する多様な者及び産学連携に知見を有する者との積極的な連携に努める。

(6) 都道府県間の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力に努めるとともに、必要に応じて、地球温暖化対策や災害への対応、病虫害防除等の知見・経験の共有化を行う。

(7) 普及指導活動の重点化

農林(水産)事務所農業部は、地域農業の課題を整理し、農業・農村をとりまく情勢や地域の動向及び県農政の方向性・施策課題を踏まえ、緊急性、地域性、成果の波及性等を考慮し、優先度の高い普及指導課題への重点化を図り、課題解決型の普及指導活動を展開する。

2 普及指導活動の効果的・効率的な運営

(1) 普及指導計画の策定と評価

ア 農林(水産)事務所農業部は、管内の普及指導対象や、地域課題を整理した上で、複数年で重点課題の解決を図るプロジェクト課題、単年度で課題解決を図る一般課題(技術、施策)を設定し、活動対象や目標、活動方法、プロセスを明確化した普及指導計画を作成する。

イ 普及指導計画作成に当たっては、関係機関との業務分担及び連携等の調整に努める。

ウ 普及指導活動に対する評価は、内部評価を適切に実施し、計画の進捗状況や新たな課題の整理等を行い、目標達成に向けた戦略性のある活動展開が行われるように努める。

また、課題の設定から活動プロセス、成果等について先進的な農業者や関係機関等からの外部評価を受け、得られた評価の結果は、次年度以降の普及指導計画における活動体制や課題設定の改善に反映し、一層重点的かつ効率的な活動を展開するよう努める。

エ 重点課題等の内容や活動の成果及び外部評価結果を積極的に公表する

とともに、普及指導活動についての情報発信に努める。

(2) 農林(水産)事務所農業部の運営

ア 普及活動がより効率的に実施されるよう、各地域の農業再生協議会や農業改良普及協議会等を通じ、市町や農業協同組合、民間や普及指導協力委員をはじめとする外部有識者との綿密な連携と的確な役割分担に努め、各機関等が一体的な取組を促進する。

イ 農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮されるように努める。

また、所属する普及指導員は、組織的な活動に努めるとともに、ICT等を活用して情報交換を密にし、より効果的な普及指導活動の展開を図る。

ウ 新規就業希望者等に対して、市町等関係機関や研修教育運営を行う農業担い手支援部との連携を図り、研修教育終了後の就農・就業促進及び習得技術の経営実践を支援するとともに、新規就業者の定着に向けた受け入れ体制づくり、就農・就業相談、法人や地域農業者との調整、就農・就業後の課題解決等について、一貫した総合支援を実施する。

エ 青年農業者等による地域の課題への取組や農業技術の改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を実施する。

オ 現地実証、技術組立等を行う場合は、就農・技術支援室や研究機関と連携・調整し、効果的、効率的な活動が展開できるよう配慮する。

カ 広域的な課題については、農林(水産)事務所農業部の枠を超え、専門項目の技術班連携を進めるとともに、必要に応じ農林(水産)事務所各部や農林水産関係各課の参画を得るなど関係者が一体となって対応する。

キ 普及指導活動の課題解決の手段として、経営所得安定対策を始めとする各種制度・事業、青年等就農資金等の制度資金、税制特例等が計画的かつ積極的に活用されるよう支援する。

ク 一般の行政事務への従事により本来の普及指導員の活動に支障が生じることがないように留意する。

(3) 農業担い手支援部（農業大学校）の運営

ア 新規就業希望者に対し、就業前から就業後5年間の定着期までに、段階に応じて継続的に研修を行う中核的な機関として、実践的な農業の技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業者、民間の農業経営者教育機関等とも連携し、学生教育と併せて社会人研修の内容の充実強化を図り、効率的な研修教育を行う。

イ 農業担い手支援部は、市町等関係機関と連携し、将来の就農・就業が期待される農業高等学校の生徒等に対する実践的な研修機会の提供や研修教育等に関する情報の提供等の支援に努める。

ウ 研修教育の内容やその成果、実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

(4) 就農・技術支援室（農業革新支援センター）の運営

ア 地域の高度で革新的な技術の総括として、普及指導員の指導力の向上、地域の技術課題や対策の取りまとめ、企画・提言、調整を行うとともに、農林(水産)事務所農業部の重点課題解決のため、各農業部の普及指導員等が連携して活動する地域調査研究課題（重点プロジェクト）を実施する。また、行政部局・試験研究各部門等と緊密に連携しながらその取組を支援する。

イ 新規就業希望者の就業促進を図るため、ニーズに応じた社会人研修や就農相談、農業法人等とのマッチングなど就業支援に関する取組を実施するとともに、農林(水産)事務所農業部が市町等の関係機関と連携して行う受入れに係る調整や定着に向けた取組を支援する。

ウ 集落営農法人等の育成やその経営発展・体質強化、地域農業の生産構造改革、新規就業者の定着促進に向けた各課題に対し、情報収集・実態分析等を行うとともに、行政部局、試験研究機関等との連携・調整を行い、現地での課題解決が円滑に実施されるよう、その活動を支援する。

エ 現地の課題等を整理して政策提案するなど、県の施策展開に積極的に参画するとともに、県施策の実施について、農林(水産)事務所農業部では対応が困難な相談に対して、専門的見地から支援する。

オ 農林(水産)事務所農業部と就農・技術支援室が連携した取組については、課題や目標を明確にするとともに、十分な連絡と活動の分担により、課題解決と目標の達成に努める。

カ 普及指導員の資質向上に向けた研修や、普及方法の高度化のための活動を行う。

(5) 調査研究の適切な実施

普及指導員は、普及指導計画に整理された課題の解決を図るため、研究機関をはじめとする関係機関並びに関係者と積極的に連携し、地域特性や実情に応じた農業に関する技術等を組み立て、それを実証する等の調査研究を実施し、その成果を普及指導活動に活用するとともに、資質向上を図るために有効に活用する。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 他産業に関する指導機関等との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及

び水産業に関する普及指導員、やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンター等との連携に留意する。

2 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し情報提供等の必要な協力を行うよう努める。

3 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるため、海外からの研修生の受け入れや海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等に必要に応じて対応する。